

平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令義務付請求事件

原告 134名

被告 国

準備書面(19)

2017(平成29)年3月17日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二三夫

弁護士 大 橋 さ ゆ り

弁護士 高 山 巖

弁護士 瀬 戸 崇 史

復代理人

弁護士 谷 次 郎

目次

第 1	設置許可基準規則 5 5 条と従来の議論の整理.....	3
1	5 5 条の重大事故の内容.....	3
2	規則 5 5 条の「解釈」	3
3	技術的能力審査基準 1 . 1 2 の要求事項の解釈.....	4
第 2	原告ら準備書面 (1 6) に対する反論 (設置許可基準規則 5 5 条に関する原告らの主張が失当であること) に対する再反論	5
1	被告の設置許可基準規則 5 5 条及びその解釈の解釈は、「関西電力株式会社大飯発電所 3 号及び 4 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に掲げる解釈とも齟齬している	5
2	汚染冷却水対策は絶対に必要	8
第 3	原告ら準備書面 (1 7) に対する反論 (原子力規制庁が、「入倉・三宅式」が過小評価になることを認めているわけではないこと) に対する再反論.....	9

本準備書面は、平成28年12月21日付被告第15準備書面に対して反論するものである。

第1 設置許可基準規則55条と従来議論の整理

1 55条の重大事故の内容

規則55条の想定する重大事故の内容は、「炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体などの著しい損傷」である。

炉心および貯蔵槽内燃料体は放射線や核反応による発熱を継続しているものであり、いずれも冷却水によって冷却してその温度を維持している。この炉心や貯蔵槽内燃料体が著しい損傷に至るということは、何らかの理由により冷却が機能しなくなったことを意味する。

そのため、ECCSなどからさらに多量の冷却水を補充して冷却を試みているはずである。これらの冷却水は放射性物質によって汚染され、原子炉格納容器も破損しているのであるから工場施設外に放出されることは当然予測されることである。

規則55条は、上記の「炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体などの著しい損傷」の場合の「工場外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備」を設けることを求めるものである。

これは大気中に放出される放射性物質と並んで、汚染された冷却水による放射性物質の拡散の抑制のための設備の設置も求めるものである。

2 規則55条の「解釈」

設置許可基準規則55条及び技術基準規則70条は同一文言であるところ、上記55条の解釈においては「e)海洋への放射性物質の拡散を抑制する設備を整備すること」は、まさにこの汚染冷却水による放射性物質の拡散の抑制のための設備を求めるものであり、これを、放水設備により打ち落とされた放射性物質の海洋への拡散抑制のみを定めたものとする被告の解釈が誤りであることは、既に

指摘した。

3 技術的能力審査基準 1.12 の「要求事項の解釈」

設置許可基準規則の第三章重大事故等対処施設の 4.4 条から 6.2 条までの規定は重大事故等対処を設備面から規定したものである。実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（技術的能力審査基準 乙 59）は、この重大事故等対策を技術的能力の観点から定めたものである。設置許可基準規則の 4.4 条から 6.2 条の合計 19 条と、技術的能力審査基準は 1.1 から 1.19 まで 19 項目とはそれぞれ同内容の重大事故等対処（対策）について規定するものである。すなわち同一の内容の重大事故等の事態に対して、設置許可基準規則は設備を設けることを求め、技術的能力審査基準はその設備を前提とした上で必要な手順等の整備を求めるものである。

前述のように設置許可基準規則 5.5 条は、「発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体などの著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない」とする。

これに対して技術的能力審査基準 1.12（工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等）は、「発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体などの著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な手順等が適切に整備されているか、または整備される方針が適切に示されていること」とし、「要求事項の解釈」において、この手順等とは、以下の二つをいうとされている。

- a) ・ ・放水設備により、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な手順等を整備すること
- b) 海洋への放射性物質の拡散を抑制するための手順等を整備すること

すなわち、規則 55 条と技術的能力審査基準 1.12 とは同じ事態への対処が想定されているものであり、この技術的能力審査基準 1.12 の「要求事項の解釈」からも、規則 55 条の「工場外への放射性物質の拡散の抑制」とは、大気に対する放水と並んで、汚染冷却水による放射性物質の拡散の抑制を予定していることは明らかである。

第 2 原告ら準備書面（16）に対する反論（設置許可基準規則 55 条に関する原告らの主張が失当であること）に対する再反論

- 1 被告の設置許可基準規則 55 条及びその解釈の解釈は、「関西電力株式会社大飯発電所 3 号及び 4 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に掲げる解釈とも齟齬している

（1）被告は、被告第 15 準備書面 7 頁にて、

「設置許可基準規則 55 条及びその解釈は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の損傷等が発生した場合の上記のような放射性物質の拡散形態を踏まえ、その拡散の抑制のため、あらかじめ一般的に設置しておくことが必要な設備として、原子炉建屋から大気中に放射性物質が拡散することを抑制するために必要な放水設備の機能を定めるとともに、複数の原子炉格納容器等に対する同時使用を想定して放水設備の必要最低数を定め、更に放水後に放射性物質を含んだ水の海洋への流出を抑制するための設備を整備することを想定したものと解するのが合理的である。」

と述べる。

前記第 1 で述べたように、設置許可基準規則と技術的能力審査基準は「設備」と「手順」の各側面から重大事故対応の方法を定めたものであり、同一の事態を想定している。したがって、設置許可基準規則 55 条は技術的能力

審査基準 1 . 1 2 の記載と同じく、

a)放水設備により、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を整備すること

e)海洋への放射性物質の拡散を抑制するための設備を整備することの2つを定め、e)については放水設備により打ち落とされた放射性物質を含む汚染水が海洋に落下した場合に限定されない、と解釈するべきである。

しかし、被告はあくまで、「あらかじめ一般的に設置しておくことが必要な設備」は大気中への放射性物質の拡散抑制のための放水設備、及び放水設備による放水後の水の海洋への流出を抑制する設備、の2種類のみという前提に拘っているのである。

(2) しかし、本年2月22日に原子力規制委員会から示された、「関西電力株式会社大飯発電所3号及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」(以下「審査書案」という。)において、設置許可基準規則55条関連の項目(- 4 . 1 2)では上記の被告主張と齟齬する記載がある(甲164)。

すなわち、審査書案347頁の「1 . 審査の概要」における記載は以下のとおりである。

「第55条等における「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備及び手順等」とは、以下に掲げる設備及び手順等又はこれらと同等以上の効果を有する設備及び手順等としている。

イ) 原子炉建屋に放水できる設備及び手順等。

ロ) 海洋への放射性物質の拡散を抑制する設備及び手順等。

また、上記イ)については、以下の措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うこととしている。

ハ) 放水設備は、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応できること。

二) 放水設備は、移動等により、複数の方向から原子炉建屋に向けて放水することが可能なこと。

ホ) 放水設備は、複数の原子炉施設の同時使用を想定し、発電所内原子炉施設基数の半数以上を配備すること。」

つまり、審査書案においては、イ) は以下八) 二) ホ) で具体化されたとおり、気体に対する放水設備及び手順等である。他方、ロ) は、単に海洋への放射性物質の拡散を抑制する設備及び手順等としか記載されていない。

ロ) は、イ) の放水設備により生じる汚染水だけについての「海洋への放射性物質の拡散」の抑制に限定されているとは読解できないのである。

ロ) には当然に、継続して日々深刻化している、炉心への冷却水注入による汚染冷却水発生、さらに地下水の流入による汚染冷却水の体積増加という問題が含まれると解するべきである。

なお、審査書案におけるイ) とロ) の関係の整理は、本件の被告準備書面(12) 8頁において、被告国が

「仮に原告らの主張するとおり、放水設備により打ち落とされた放射性物質以外の放射性物質の海洋への拡散抑制についても、e の記載において要求していると考えるのであれば、同規則の解釈55条部分は、例えば、「a 放水設備を配備すること。放水設備とは、以下に掲げる条件を満たすものとする。放水設備は、原子炉建屋に放水できるものであること、(以下略) b 海洋への放射性物質の拡散を抑制する設備を整備すること」などと、放水設備に関する規定と海洋への放射性物質の拡散を抑制する設備に関する規定とを分けて規定することが考えられるが(同規則の解釈46条部分(乙第44号証97ページ参照))、同規則の解釈55条部分はそのような規定にはなっていない。」

と述べて否定した、まさにその内容であり、前記第1で原告が示した解釈の正しさを裏付けるものである。

被告国の内部での認識が不一致であったことも、同時に明らかになった。

2 汚染冷却水対策は絶対に必要

(1) 被告は、準備書面15の8頁ないし9頁において、「福島第一原発2号機から流出した高濃度の放射性物質を含む汚染水について」(原子力安全・保安院 乙63号証1頁)により、空間線量の比較によって平成23年4月1日に汚染水流出が始まったと仮定され、かつその仮定は十分保守的と評価されていると述べる。汚染水の工場等外への流出が最初に確認されたのは、事故発生の約3週間後である、だから技術的能力審査基準における要求事項や特定原子力施設の指定により対処することが予定されており問題は無い、という主張である。

(2) しかし、重大事故発生から6日間は設置許可基準規則55条に基づく「あらかじめ一般的に設置」された設備で対応し、7日後からは技術的能力審査基準において定めた「手順等」で外部支援により対応し、さらに施設の状況に応じた管理を行うためには特定原子力施設指定により対策を行う、という被告の区分けは、現場の実態を離れた極めて図式的なもので、いかにも規則・基準等の文言に拘泥しただけの言い訳である。

前述したように、原告らは、設置許可基準規則は「設備」の面から、技術的能力審査基準は「手順等」の面から、同一の重大事故事象への対応を定めた一体のものとする。「6日後まで」「7日目から」と便宜的に時間で適用を切り分けられるような性格のものではない。

それであれば、設置許可基準規則55条により要求されている「設備」は、約3週間後であれ福島第一原発事故で流出が確認された汚染冷却水にも対応するものとすべきである。「あらかじめ一般的に」汚染冷却水への対応が予見できるなら、汚染水の備蓄のための設備配置を行うべきことが規定されていると解すべきである。

(3) さらに言えば、被告の論理は、「あらかじめ一般的に」備えるべきは気体のみでよく、液体や固体による放散に対するあらかじめの配備は「無駄」であるというものである。

しかしながら、炉心への冷却水投入により生じる汚染冷却水に大量の地下水の流入で体積が増加する汚染水問題では、2015年に完成した海側遮水壁のみでは足りず、2013年に導入を決定し2016年3月31日に冷凍機1台を稼働開始した凍土壁による陸側遮水壁は想定通りの効果が表れておらず、その解決法については先が見えない状態にあるのが事実である。

このように、福島第一事故の経験から、汚染水問題は今後の原子炉事故において「あらかじめ一般的に」設備を備えるべき問題であることが、十分に現実性をもって予測できる。

それでも、被告の価値基準は、電力会社には「無駄金」を払わせないように、新基準も縮小して解釈し、簡単に新基準「適合」のお墨付きを与えようというものである。

しかし、それは、余りに人命軽視の価値判断であり、電力政策として到底合理的とはいえない。

第3 原告ら準備書面(17)に対する反論(原子力規制庁が、「入倉・三宅式」が過小評価になることを認めているわけではないこと)に対する再反論

被告が準備される、原告ら準備書面(18)への反論を待って、必要に応じ対応する。

以上